

静岡県人事委員会訓令第1号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務局長、次長及び課長に対する週休日の振替、<u>4時間</u>の勤務時間の割振り及び代休日の指定</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務局長、次長及び課長に対する週休日の振替、<u>半日勤務時間</u>の勤務時間の割振り及び代休日の指定</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>事務局長、次長及び課長に対する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第3項の規定による育児休業の承認</u></p> <p>(8) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第3条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認</u></p> <p>(9) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し</u></p> <p>(10) <u>事務局長、次長及び課長に対する育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認</u></p> <p>(11) <u>事務局長、次長及び課長に対する静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）第2条（第7条において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業の承認</u></p> <p>(12) <u>事務局長、次長及び課長に対する静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）第2条（第6条において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認</u></p>

(7)～(31) (略)

(32)～(37) (略)

(38)～(57) (略)

(58) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 (静岡県人事委員会規則16―1。以下「任期付研究員規則」という。)第2条の規定による異動の承認

(59)～(61) (略)

(課長の専決事項)

**第4条** 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) (略)
- (2) 課員に対する 別表1 に掲げる特別休暇の承認
- (3) 課員に対する別表2 に掲げる職務専念の

(13)～(37) (略)

(38) 会計年度任用職員の給与等に関する条例 (令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第3項の規定によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額の承認 (既に承認されている基本額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。)

(39) 会計年度任用職員給与条例第15条の規定による全国的に統一して定められた基準に基づき給与を支給する必要がある会計年度任用職員の給与の承認 (一般財団法人自治体国際化協会が示す任用規則に基づくものに限る。)

(40)～(45) (略)

(46) 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (静岡県人事委員会規則13―99) 第16条の規定による全国的に統一して定められた基準に基づく会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等の定めの承認 (一般財団法人自治体国際化協会が示す任用規則に基づくものに限る。)

(47)～(66) (略)

(67) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 (静岡県人事委員会規則16―1) 第2条の規定による異動の承認

(68)～(70) (略)

(課長の専決事項)

**第4条** 各課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) (略)
- (2) 課員に対する特別休暇 (夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。)の承認

義務免除の承認

(4) 課員に対する週休日の振替、4時間の勤務時間の割振り及び代休日の指定

(5)～(13) (略)

2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 事務局職員に対する職務専念の義務免除の承認(課長の専決にかかるものを除く。)

(4) 事務局職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第3項の規定による育児休業の承認

(5)～(12) (略)

3 給与課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(27) (略)

(3) 課員に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り及び代休日の指定

(4)～(12) (略)

2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 事務局職員に対する職務専念の義務免除の承認

(4) 事務局職員に対する育児休業法第2条第3項の規定による育児休業の承認

(5)～(12) (略)

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(27) (略)

(28) 措置要求規則第4条第3項の規定による措置要求書の受理又は却下の決定の通知

(29) 措置要求規則第5条第2項の規定による措置の要求の取下げの届出があった場合の通知

(30) 措置要求規則第8条の規定による審査に伴う通知、書類の送付

(31) 措置要求規則第12条第2項の規定による文書の公示による送付

(32) 審査請求規則第5条第4項の規定による審査請求書の受理又は却下の決定の通知並びに審査請求書の副本の送付

(33) 審査請求規則第7条第2項の規定による審査請求の取下げ書の届出があった場合の通知

(34) 審査請求規則第10条第2項及び第3項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による答弁書及び反論書の写の送付

(35) 審査請求規則第10条の2第2項の規定によ

4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(14) (略)

(15) 措置要求規則第4条第3項の規定による措置要求書の受理又は却下の決定の通知

(16) 措置要求規則第5条第2項の規定による措置の要求の取下げの届出があった場合の通知

(17) 措置要求規則第8条の規定による審査に伴う通知、書類の送付

(18) 措置要求規則第12条第2項の規定による文書の公示による送付

(19) 審査請求規則第5条第4項の規定による審査請求書の受理又は却下の決定の通知並びに審査請求書の副本の送付

(20) 審査請求規則第7条第2項の規定による

る準備書面の写の送付

(36) 審査請求規則第14条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による証人を喚問する場合の書面送付

(37) 審査請求規則第17条第1項の規定による審理期日の通知

(38) 審査請求規則第24条第2項の規定による再審請求書の受理又は却下の決定の通知並びに再審請求書の副本の送付

(39) 審査請求規則第28条第2項の規定による文書の公示による送付

(40) 公務災害補償の審査の請求に関する規則（静岡県人事委員会規則11-13）第5条第2項の規定による審査の請求の取下げのあった場合の通知

(41) 静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第18条第3項の規定により処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えることに係る通知

(42) 職員団体の登録事項の変更

4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(14) (略)

<p><u>審査請求の取下げ書の届出があった場合の通知</u></p> <p>(21) <u>審査請求規則第10条第2項及び第3項(第26条において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>答弁書及び反論書の写の送付</u></p> <p>(22) <u>審査請求規則第10条の2第2項の規定による準備書面の写の送付</u></p> <p>(23) <u>審査請求規則第14条第1項(第26条において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>証人を喚問する場合の書面送付</u></p> <p>(24) <u>審査請求規則第17条第1項の規定による審理期日の通知</u></p> <p>(25) <u>審査請求規則第24条第2項の規定による再審査請求書の受理又は却下の決定の通知並びに再審査請求書の副本の送付</u></p> <p>(26) <u>審査請求規則第28条第2項の規定による文書の公示による送付</u></p> <p>(27) <u>公務災害補償の審査の請求に関する規則(静岡県人事委員会規則11-13)第5条第2項の規定による審査の請求の取下げがあった場合の通知</u></p> <p>(28) <u>静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第2号)第18条第3項の規定により処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えることに係る通知</u></p> <p>(29)～(32) (略)</p> <p>(33) <u>職員団体の登録事項の変更(専決事項の報告)</u></p> <p><b>第5条</b> 専決者は、専決した場合において、<u>第3条第61号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。</p>	<p>(15)～(18) (略)</p> <p>(専決事項の報告)</p> <p><b>第5条</b> 専決者は、専決した場合において、<u>第3条第70号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1及び別表2を削る。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。